

鎌倉幕府「守護」の名称に関する一、二の問題

伊藤邦彦

(要旨)

鎌倉全期を通じて、守護・守護人・守護所・守護職と様々に表記された名称のうち、必ずしも「正員」を表すとは限らないケースを中心に、その用例を個々に検討した。

第一節 守護職

鎌倉幕府守護制度が政治的・社会的に定着して以降、守護に関する国制上の名称は「守護職」と表現された。『吾妻鏡』(新訂増補国史大系)地の文における任免記事のほとんどが「守護職」の表記に統一されており(1)、補任状においても、文暦二年(一一三五)の將軍家政所下文に、藤原親実に対し「周防國守護職之替」として「可令早奉行安芸國守護職」^{きこと}としている(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編〔以下『鎌倉遺文』と表記〕七卷四七五七号、芸藩通志二〇巖島古文書三)。点引用者、以下同じ)。

そして、守護が官職的性格に由来する「職」と認識された結果、特定の有力御家人に限られるようであるが、譲与の対象とされ(2)、將軍家下文の形式をとつて守護職が安堵される事例が現れる。

〔1〕嘉禄三年(一一二七) 島津忠久→忠義(忠時) 「越前國守護職、嶋津庄内薩摩方地頭守護職(3)」(將軍家袖判下文)。『鎌倉遺文』六卷三六七〇号、島津家文書)

〔2〕正安元年(一一九九) 長沼宗泰→宗秀 「淡路國守護職」(將軍家政所下文)。同、二七卷二〇三一三号、園城寺文書)

しかしながら、守護職という名称の普遍化は決して本来的なものではなく、『御成敗式目』(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻 鎌倉幕府法第一部。二〇〇一年第一五刷に拠る)には「守護人」と記され(第三条・第四条)、承久の乱直後の同年(一一二二)六、七月における任命は、いずれも関東下知状に基づき(4)、長沼宗政(摂津國守護所)及び「淡路國守護」(鎌倉遺文)五卷二七六一号・二七七九号、皆川文書)、島津忠久(越前守護人)(同、二七六四号、島津家文書)と、三通りの表記が見られる。

幕府側の発給による確実な史料に「守護職」とある初見は右記「1」であり、それ以前は『吾妻鏡』地の文か、『東宝記』(『大日本史料』第四編之四、三四一―三四二頁)・『尊卑分脈』(清和源氏、武田信光・小笠原長清条。新訂増補国史大系、第三篇)・『千葉大系図』(千葉常秀条。『改訂房総叢書』第五輯)等の後世の編纂物に限られていた。

小論は、鎌倉全期を通じて、守護・守護人・守護所・守護職と様々に表記された名称のうち、必ずしも「正員」(5)を表すとは限らないケースについて、その用例を検討した覚書である。

第二節 守護人(A)

史料上の「守護人」が、若年でなお官途を帯びるに至らず、幕府官制の上で、果たして正式な守護職に補任されていたかどうか疑問のあるケースで、次の三例が知られる。いずれも鎌倉後期・北条氏の一族で、出典は、すべて幕府側の史料である。

〔3〕文永二年(一一六五) 信濃「守護人陸奥孫四郎」(『吾妻鏡』同年十一月二十日条)

善光寺辺悪党警固のために設置された奉行人の停止を「守護人」に伝えたもので、陸奥孫四郎とは、重時嫡流長時の子赤橋義宗(同、文永三年正月三日条)であつた。執権を務めた父の長時は、前年の八月、三十六歳で死去し、文永二年当時義宗は十二歳の若年であつた(『鎌倉年代記』(増補続史料大成))。

〔4〕弘安三年(一一八〇) 河内・摂津・信濃・紀伊・日向「守護人/陸奥彦三郎」(追加法四八一条)
「諸國守護人」に「石清水放生会以前殺生禁斷」を命じた官符(同、四八一条)の施行に当たつて、河内以下五か国の地頭御家人に「下知」を命じた七月二十三日付関東御教書案の充所に陸奥彦三郎とあり、彼は、六波羅守護次第に「宇彦三郎、先陸奥孫三郎」と見える右記義宗の「一男」赤橋久時

であり、当該五か国の守護の職務を務めていたことが分かる。父の義宗は、

建治三年（一二七七）八月、評定衆に任ぜられた直後、二十五歳の若さで死去し、弘安三年当時、久時は九歳の少年に過ぎなかつた（『鎌倉年代記』『関東評定衆伝』『群書類從』補任部四九、第四輯）。

〔5〕永仁五年（一二九七）豊前 「守護人備前五郎殿」（『鎌倉遺文』三四卷二六三二七号、黒水文書）

豊前国内の所務相論を裁許した文保元年（一二一七）の鎮西下知状に引用された陳状中に、「守護人備前五郎」が宇佐宮の神輿を警固した旨の記述が見える。弘安七年（一二八四）から正応二年（一二八九）にかけて在任した「前備前守」（『鎌倉遺文』二〇卷一五〇六七号、益永文書）・「備前入道」（『中野幡能氏所蔵御許山文書』（6）の実名は大仏朝房であつたが（7）、朝房は、永仁三年（一二九五）正月、鎮西で没した（『尊卑分脈』桓武平氏新訂増補国史大系、第四篇）。没後の永仁六年時点の「守護代」（内田新左衛門入道道覚）は、朝房在任中の弘安十一年当時の守護代「内田中務入道道証」と恐らく同族であろうから（瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編、二卷一六〇六号、益永文書）、守護職は朝房の後継者と推測される備前五郎（8）へと継承されたものと思われるが、永仁五年当時は未だ官途を持たない若年者であつた（9）。

第三節 守護（人）（B）

史料上、「守護人」または「守護」とあるものの、実際は「守護代行」と考えられるケースで、以下の諸例に拠ると、承久乱後は、正員が、北条氏の中でも得宗か名越家といつた名門、またはそれに準じる幕府中枢の要人に限られている。なお、ここで私が「守護代行」と言うのは、網野善彦が正員の「分身」と表現し、村井章介が「名代」と称した、一般に正員の被官人が任せられる「守護代」と区別された、おおむね在国して、事実上の正員の任務を代行する正員の親族等の存在を指す（10）。

〔6〕承久三年（一二二二）淡路 「守護人さゝきの次郎左衛門のせう」（『鎌倉遺文』補遺一卷補八六六号、醍醐雜事記卷十裏文書）
内膳莊下司代の甥が「大番のやく（役）のためにか（駆）られて」上洛中、院方として墨俣への出動を命ぜられた事実を伝える著名な史料であるが、正員は「中務入道」（佐々木經高であり（11）、「守護人」佐々木次郎左衛門尉は、

在国して大番役の催促に当たつた「代行」と考えられる。

〔7〕仁治二年（一二四二）筑後 「守護人遠江式部大夫」（『吾妻鏡』同年六月十六日条）

筑後國御家人の管国内所領半分の没収処分を「守護人」に伝えたもので、父朝時の生前であり（寛元三年（一二四五）四月六日没）『吾妻鏡』同日条など、「代行」の可能性が考えられる。

〔8〕弘安四年（一二八二）肥後 「守護人城次郎盛宗」（日本の絵巻『蒙古襲来絵詞』中央公論社、一九八八年、一一四頁）

弘安合戦の場面に、朱筆で「肥後国、時之守護人城次郎盛宗」と記されている。盛宗の父評定衆安達泰盛は、妹が北条時宗の妻（貞時の母）となり、当時五番引付頭を兼ねる幕府中枢の要人であつた（『関東評定衆伝』など）。これに對し盛宗はなお官途を有せず、父の「代行」として、竹崎季長等肥後国御家の指揮に当たつたものであろう。

〔9〕正応二年（一二八九）肥後 「守護薩摩入道尊覚」（大日本古文書『阿蘇文書』之一、「阿蘇神社文書」二号、押紙）

阿蘇大宮司に充てた「沙弥」送文の押紙に、「肥後国守護薩摩入道尊覚施行」とある。当時の正員は得宗北条貞時であり、入道尊覚宇都宮通房は通常守護代と理解されている（12）。しかしながら、阿蘇社側には通房を「守護」と見る認識が伝えられていたこと、通房は既に弘安九年（一二八六）七月、武藤経資・大友頼泰・渋谷重郷と並んで、鎮西談議所を構成する奉行人の地位にあつたこと（追加法、五九四条）、のち永仁三年（一二九五）の頃、筑後守護を務めることになる（『鎌倉遺文』二四卷一八八四五号、益永文書）等から、被官人が任せられる通常の守護代とは同列に扱えないのではないかと考え、「守護代行」と判断した（13）。

〔10〕応長二年（一二一二）周防 「守護人近江前司時仲」（『鎌倉遺文』三二卷一四五四号、三浦家文書）

三月二日付の関東下知状に、「守護人近江前司時仲」が管国地頭一族間の所務和与状を注進した旨記されている。時仲は、北条政村の嫡男・時村の孫で、防長兼任守護に時村が補任されて以降、その「代行」として、永仁六年（一二八九）八月長府の守護所に着任した（『長門國守護職次第』『続群書類從』補任部九一、第四輯上）。守護代とは別に、「御代官」と記されている。嘉元三年（一二〇五）四月、時村は連署在任中、侍所頭人北条宗方によつて討たれ（『鎌倉年代記裏書』）、その後は、防長二國の守護時仲在職を示す

史料がほとんどを占めるが、ただ一点、同年八月五日付、「右馬権頭」＝北条熙時（時村の嫡孫で、時仲の兄）に充てて、長門赤間関阿弥陀寺別当の寺領知行調査を求めた関東御教書が存在する（『鎌倉遺文』二九卷二三二九七号、古証文七）。これに拠ると、正員は両国ともに熙時が襲職したと思われるが、熙時は連署・執権を歴任し（応長二年当時は連署であった。『鎌倉年代記』）、正和四年（一二一五）七月に死去した（『鎌倉年代記裏書』）。幕府の官制上、時仲は熙時の死去までは在国「守護代行」であり、正員に任せられたのは熙時死去後のことであつたと考えられる。

第四節 守護（人）（C）

幕府官制上の守護代（14）が、史料の上で「守護（人）」等と表現される多くの事例が知られる。（稀に、又代（15）を意味する場合もあつた。）このケースでは、正員は、得宗か名越家などの北条氏の名門、あるいは六波羅探題を本務とする者など幕府の要人がほとんどであつて、おおむね守護代は在国して、事実上の守護の職務を執行したものと考えられる。但し、正員が得宗など幕府要路の者か、六波羅探題在職中の場合は、正員の側近として、鎌倉や京都に在住していたと推測されるケースも見られ、その場合には又代が現地で実務を執行することになる。

〔11〕 貞応元年（一二二二） 大隅 「守護所刑部丞大江」「守護須直刑部殿」（『鎌倉遺文』五卷二九九六号、祐寢文書）
署判「守護所刑部丞大江」とあるが、本書は「写」であり、「守護所」部分は追記と推測される。当時の正員は北条義時であつて、刑部丞大江は在国守護代として、地頭職を安堵したものである。なお、上書に朱書で、「大隅国守護須直刑部殿御下知」とある（16）。

〔12〕 安貞二年（一二二八） 若狭 「守護やとや殿知行」（『鎌倉遺文』一

四卷一〇九四九号、秦文書）

文永八年（一二七二）の秦文書「田烏立始所子細事」中に、「守護・地頭を、やとや殿知行」とある。やとや殿とは、「若狭國守護職次第」（『群書類從』補任部五〇、第四輯）に、「修理亮殿（北条時氏）御分国、（中略）自安貞二年（一二二八）至寛喜元年（一二二九）御二拝一領之」、御代官、屋戸矢小太郎実永、同七月廿日入部、治四ヶ年」と見える、得宗被官宿屋氏であり、在国していたことが分かる。なお、正員時氏は、当時六波羅北方に在職中で

あつた（『鎌倉年代記』）。

〔13〕 嘉祐四年（一二三八） 伊勢 「守護本間左衛門尉」（内閣文庫所蔵金光明寺文書）七、「年次未詳」伊勢国常樂院長日大般若経料田文書目録）（17）

標記目録中に、当該料田を安堵した「修理大夫（北条）時房」の「御下知正文」と、「当國守護本間左衛門尉」の嘉祐四年九月五日付「同施行正文」の記載がある。本間左衛門尉とは忠家のことで（本文前掲『中世法制史料集』第一巻、第三部参考資料一条。以下、法制参考と略記し、その条数を示す）、『承久記』（新撰日本古典文庫、現代思潮社刊、九四頁）に、「相模守殿（時房）の手者」と見える時房の根本被官であり、忠家は守護代であつたことが分かる。右記法制参考一条は、十年前の安貞二年、両六波羅が両使を派遣して、高野山僧徒の兵具を「大塔之庭」で焼失するよう命じたものであるが、その一方で忠家がおり、かれは南方佐介時盛（時房嫡男）の命を受けたものであろうから、忠家は時房の六波羅在任以来、一貫して在洛していたのではないか。平泉隆房は「忠家の代わりに弟の元忠が伊勢に下つていた」と捉えている（注17所引論文、三七頁）（18）。

〔14〕 仁治二年（一二四一） 越後 「守護中務大夫」（『鎌倉遺文』八卷五八八四号、古案記録草案三）

日吉社大津左右方神人長者が、「越後守護中務大夫」に対し、府中左在住の神人が神役を勤仕するようその執行方を依頼したもので、当時の正員は名越朝時であるから、「守護」中務大夫とは在国守護代であつたと考えられる。

〔15〕 正嘉年中（一二五七—五九） 若狭 「先守護加賀守殿」（『若狭国

太良荘史料集成』第一巻、五九号（一〇）・六〇号、東寺百合文書ア） 標記史料は、弘長二年（一二六二）のものであり、「先守護代平」ともあら。「若狭國守護職次第」に、「陸奥守重時朝臣、（中略）次守護御代官加賀守殿、自延応元年（一二三九）拝領之」、（中略）其代平左衛門入道」と見えるから、正員＝重時、守護代＝加賀守／「代行」の可能性も考えられる、又代＝平という構成であつたことが分かる。又代が在国していたのである。

〔16〕 正嘉二年（一二五八） 和泉 「守護人佐治左衛門尉」（『鎌倉遺文』一一卷八二〇一号、田代文書）

後嵯峨院の高野御幸「御所御宿直」に当たつて、「守護人佐治左衛門尉」重家（法制参考補一条）が和泉国地頭御家人の着到を付けたもので、彼はその注文を幕府に提出した（『鎌倉遺文』一一卷八二二二号）。佐藤が、重

家を「守護代、正員は北条重時としたのに対し（前掲注(8)、和泉項）、高橋慎一朗「六波羅探題被官と北条氏の西国支配」（『史学雑誌』九八・三、一九八九年、八六頁）は、正員を当時の六波羅北方北条時茂（重時の子）に比定している。重家は、既に建長元年（一一四九）當時、「極楽寺殿（重時）御代六波羅奉行人兼当國（和泉）守護代」の要職にあり（法制参考補一条）、恐らく正嘉二年の時点にあつても時茂の側近として在洛していたものと推測される。

〔17〕文永三年（一二六六）長門「守護人資平」（『吾妻鏡』同年四月十五日条）

『長門国守護職次第』に、「十六 信濃四郎左衛門尉行忠（二階堂判官入道行一）、その「代官三井宮内左衛門資平」とあり、資平は守護代であつたことが分かる。二階堂行忠は当時幕府評定衆の要職にあり（『鎌倉年代記』『関東評定衆伝』）、資平は正員に代わつて在国していいたものと思われ（19）、當時国衙の管轄下にあつた長門一宮神人の寄沙汰行為を、「国檢非違使」の立場で取り締まつた。これに対し、幕府は、守護代が「国檢非違使」を兼補することは「式目」に逸脱する行為であるとして、処分の取消しを指示している。

〔18〕文永七年（一二七〇）若狭「高橋右衛門尉当国守護之時」（『若狭國太良莊史料集成』第一巻、一〇四号、東寺百合文書ア・ぬ）

本書は、宮河（辻）太郎入道乗蓮息女藤原氏女の申状で、東寺領太良莊末武名主職をめぐる、脇袋兵衛尉範継妻女中原氏女の著名な相論に当たつて、高橋右衛門尉が「当国守護之時」に証文の審査を行つたことを物語る史料である（20）。端裏書に「文永七年九月一日到来」と記された日付を欠いた申状で、『若狭国守護職次第』に拠ると、正員北条時茂の下で、「自文応元年（一二六〇）、御代官高橋五郎右衛門尉光重、（中略）次御代官自文永三年加賀入道殿還補了」と記され、右記事実は文永三年以前の可能性が想定されよう。

そうすると、正員時茂は六波羅北方在任中であり（『鎌倉年代記』）、その被官光重は、恐らく時茂の側近にあつて在洛していたものと思われるが、時茂に代わつて、事實上の「守護」として職務を執行していたことになろう。また右記事実が、当該文書が領主東寺にもたらされる文永七年九月に近い時期のものと仮定すれば、時茂は、同年正月二十七日六波羅で卒去しており（同右）、翌年北条時宗が就任するまでは、正員未補の状態であつたと考えられるから、守護代高橋光重が「守護」と認識されたことはごく自然に理解できる。

〔19〕建治元年（一二七五）長門「守護三井新左衛門季成」（『竹崎季長

前守護代三井資平（〔17〕項）の同族と思われる新左衛門季成は、赤間関に在陣し当国御家人の指揮に当たつていたが（21）、六月三日に肥後竹崎を発つた季長は、当地で鳥帽子親を務めた季成に見参した。なお、正員には引き続き二階堂行忠が在任しており（注（21）に同じ）、行忠は幕府評定衆の要職にあつたから、（弘安六年には政所執事を兼務することになる。）季成は在国守護代として、実質的にその職務を執行したものであろう。

〔20〕建治三年（一二七七）若狭「前司渋谷殿御代官政所殿」（『鎌倉遺文』二八巻二一八一三号、秦文書）

嘉元二年（一二〇四）の多烏浦刀櫛百姓等の陳状に、「前司渋谷殿御代官政所殿下知分明也」とある。「前司渋谷殿」とは、文永九年（一二七二）の田文調進遵行手続きに見られる渋谷十郎平経重のことであり（22）、『若狭国守護職次第』に、「時宗朝臣御分国（中略）、自文永八年、御代官渋谷小馬十郎恒重」と記された守護代であつた。なお経重は、異国降伏祈禱に関する弘安七年（一二八四）正月四日付得宗家公文所施行状を、同六日付で施行しており（『若狭国太良莊史料集成』第一巻、二四七号・二四八号）、この時点では、確実に鎌倉に在住していたことが分かる。

〔21〕弘安九年（一二八六）紀伊「守護状」（法橋行円書状案）（『鎌倉遺文』二一巻一五八一二号、高野山文書又続宝簡集三四、端書）

本書は、荒川荘沙汰人に充てた一月七日付法橋行円の書状案で、端書に「守護状」と見えるが、正応四年（一二九一）の高野山衆徒等の申状・「副進」文書目録に、「一通 守護代法橋行円状案（弘安九年二月）」として引用されている（同、一三巻一七七六三号・一七七六四号、同文書八四・金剛峯寺文書）。これに拠ると、行円は在国守護代として、荒川荘殺害人追捕に当たつたものと思われるが、次項を踏まえると、幕府官制上の又代であつた可能性が強い。

〔22〕正応四年（一二九一）紀伊「正守護状案」「守護所」（高橋三郎入道）

荒川荘・名手莊住人等による殺害放火事案の調査を命じた、同年十月五日付の六波羅御教書案（『鎌倉遺文』一三巻一七七二三号、高野山文書又続宝簡集三四）を、十日付で施行した高橋三郎入道施行状案（大日本古文書『高野山文書』之七、又続宝簡集一五四四号）について、佐藤が注目しているように（前掲注（8）、紀伊項）、高野山僧隆芸の作成に係る関連の文書注文（『鎌倉遺文』一三巻一七八五〇号、高野山文書又続宝簡集一二）に、「正守護状案」と見えている。（高橋三郎入道は、文書の発給日を考慮すると、

常識的には在洛していたものと思われる。また、十日付の施行状は菱田唯心に充てたものであり、同書の別紙に、「高橋三郎入道状〔守護代方へ〕」とある。高野山年預の「紀伊国守護所」に充てた書状（同、一七七四六号、同文書八四）には、荒川荘悪党追捕に関する、「御代官子今無其沙汰候」と唯心の「緩急」を非難しており、高橋入道〔守護所〕、唯心〔御代官〕と認識されていたことが分かる。従つて、幕府官制上の守護代高橋三郎入道（在洛カ）が、在地の高野山の側では「正守護」〔守護所〕と認識され、恐らく在国又代として実務を担つた菱田唯心が「守護代」〔御代官〕と把握させていたことになる。なお佐藤は、「高橋氏が重時流北条氏特に重時の四子業時の一派と譜代の関係に在つたことを論拠として、その主家（正應當時はおそらく時兼）を以て守護正員に充て、高橋入道を守護代官と見る」とする（前掲注（8）、紀伊項）。しかしながら、高橋氏と重時流との譜代関係は、嫡流の長時・義宗（23）は勿論、時茂被官人の存在（高橋五郎右衛門尉光重。「18」項）も知られるから、何も業時一派に限定する必要はない。そうすれば、弘安三年（一二八〇）当時の守護赤橋久時の在任（「4」項）継続を想定することも可能ではなかろうか。

[23] 正應六年（一二九三） 摂津 「守護状案」（法橋慶意奉書案）

（『鎌倉遺文』一三卷一八〇八七号、勝尾寺文書、端裏書）

幕府の異国降伏祈禱指令を「摂津國中宗寺社」に充てて施行したもので、佐藤は、法橋慶意について「守護代と推定される」とするが（前掲注（8）、摂津項）、端裏書の「守護」は守護方の意味であつて、正員である六波羅北方北条兼時家雜掌の可能性も考えられる（拙稿注（9）、一八三頁註三二）。

[24] 永仁元年（一二九三） 肥後 「しゆこなさき殿」（『鎌倉遺文』一四卷一八三四一号、中村令三郎氏所蔵文書）

本書は、筑前国早良郡壹岐神社旧藏、聖と推測される他宝坊なる者の八月十五日付願文案で、生松原に熊野権現を勧請したい旨書き記してある。他宝坊は夢想によつて熊野権現の勧請を決意することになるのだが、そのいきさつを「くわんとうに申上候へ、此時のしゆこなさき殿ニ仰くたされ」云々とある。ながさき殿とは、四月の内管領平頼綱誅殺後のことであるから、頼綱弟の長崎光綱（『校本保暦間記』、重要古典籍叢刊、和泉書院刊）ではないかと推測され（24）、従つて、得宗北条貞時が正員ということになろう。幕府官制上の守護正員が得宗である場合、在地では、御内人が任じられる守護代を、事実上の「守護」とする認識が一般的に見られた。この場合は、御内人筆頭の長崎氏であるから、鎌倉に在つて又代を現地に派遣することにならう。

[25] 延慶三年（一二一〇） 若狭 「守護御施行」（工藤四郎右衛門尉） 幕府の異國降伏祈禱指令について、「最勝園寺入道」〔北条貞時に充てた】関東御教書案に、「可下令レ下三知守護代給」とあり（「住吉第三郎氏所蔵文書」）。『鎌倉遺文』三一卷二三九一七号、その得宗家公文所施行状案は、工藤四郎右衛門尉（25）に充てて、「可レ被レ下三知代官候」ことを指示しており（同、二三九三二号、明通寺文書）、正員〔得宗貞時、工藤四郎右衛門尉〕〔守護代〕であったことが分かる。ところが、明通寺院主充「永忍・忠氏」連署の遵行状には、「関東御教書并公文所御書下〔副〕守護御施行」如レ此と表され、守護代工藤の施行状を「守護御施行」と記している（同、二三九五八号）。それに付された押紙に拵ると、発給人永忍は「守護代」山北六郎入道、忠氏は「税所代」海部左衛門尉のことであつた。そして、得宗家「公文所御書下」と「守護御施行」とを一体的に把握した連署遵行状の認識からすれば、守護代工藤は鎌倉在住であつたものと思われる。即ち、正員〔得宗貞時、「守護代」〕〔工藤四郎右衛門尉、「代官」〕〔又代〕〔山北六郎入道〕といふ幕府官制上の機構が、守護代工藤自身、得宗御内人として鎌倉に在つた關係で、前項で触れたように、在地では「守護」と認識され、本書を蔵していいた若狭明通寺の理解は、又代を、在国する実質的な「守護代」と捉えていたものと考えられる。

[26] 嘉曆二年（一二三一七） 摂津 「守護小串新右衛門尉貞秀」（『鎌倉遺文』四一卷三一八〇四号、東大寺文書）

東大寺八幡宮神人等の解状案文で（三一八三六号も同様）、神人等の要請に応えて、寺領兵庫鳴関務押妨停止を指示した関東・六波羅の各「下知」を施行した「守護所御文案」・「同御代官小串新右衛門尉案」が発令された（「副進」文書目録）。ところが、守護代小串について、解状本文には、「当国守護小串新右衛門尉貞秀（中略）引三入悪党、匪賊致關務之煩」云々と見える。小串貞秀が、当時の六波羅北方常葉範貞の被官で、北方兼補の守護国摂津の守護代を務めていたこと、神人等が貞秀を「守護」と称していたことは、貞秀在国の可能性が高いことを示していること等について、既に旧稿で指摘した（26）。

[27] 正慶元年（一二三三二）頃 佐渡 「守護本間山城入道」（『太平記』一一。日本古典文学大系、第一冊七二頁）

「先年ヨリ佐渡國へ流サレテヲハスル（日野）資朝卿ヲ斬奉ベシ」との命を受けた「其國ノ守護本間山城入道」は、在国守護代で正員は既に元亨三年（一二三三三）に在職徵証のある幕府引付頭人大仏貞直と考えられる（27）。

『群書類従』合戦部三七二、第二〇輯)

「夜半計に(隠岐守護佐々木)清高を追落し、廳而当国の守護糟屋が城を追落

し「云々と見える。糟屋が守護代である」と、正員は六波羅南方北条時益に

比定されることは、佐藤、前掲注(8)、伯耆項に拠る。

〔29〕正慶二年(元弘三年)一三三三 上野「守護長崎孫四郎左衛門尉」

(『梅松論』。新撰日本古典文庫、現代思潮社刊、六一頁)

新田義貞の挙兵に対して、「当国守護、長崎孫四郎左衛門尉、即時に馳向て合戦に及んだ」とあり、御内人の筆頭長崎氏の一族であるから、正員は得宗北条高時で、長崎孫四郎左衛門尉は守護代として、在国していたものと思われる。なお、これに先だつ新田莊世良田の有徳人にに対する天役(28)收取は、「相模入道」高時が派遣した両使によって行われた(『太平記』一〇、日本古典文学大系、第一冊三二〇—三二一頁)。

第五節 守護所

「守護所」の語義について、秋山哲雄は、研究上の用語と史料用語の二種に分け、前者は「任国における役所」・「守護館の所在地」の意味で用いられ、後者を「A:守護の主宰する機構、B:守護(あるいは守護代・又代)の職を表し、しばしばその職を持つ人格そのものを示す、C:Aが置かれる具体的な建物を示す、の三通りに便宜上分けられる」とする(『守護所』にみる鎌倉幕府の守護)『鎌倉遺文研究』八、二〇〇一年、三四一三六頁)。

以下、史料上の「守護所」の用例について、別途考察を必要とする大宰府守護所(29)を除いて、私なりに整理すると次のようまとめられるが、分類は厳密なものではない。

(A-1)管国統治機構を表す場合。最も一般的な用例であるが、例えば、貞応元年(一二二二)播磨国滝野高島荘に對して、「内裏大番役并殺害人沙汰之外」、「守護所」使の入部が停止されていけるケースが挙げられる(『鎌倉遺文』五卷一九五八号、民経記維摩会参向記裏文書)。

(A-2)管国統治機構の所在地を表す場合。建治元年(一二七五)六月、「蒙古人警固」のために、守護大友頼泰によつて、分國の御家人等に、まず「筑後国守護所辺」で用意を為すよう命ぜられている(『鎌倉遺文』一六巻一二〇二二号、前田軍八所藏文書)、などの事例を挙げることができる。

(B-1)正員を指す場合。例えば、承久乱前の淡路「守護所」は佐々木經高

であり(注11)、乱の直後、長沼宗政が「摂津国守護所」に任せられている。

(第一節)など、多くの事例がある。

(B-2)守護代(又は「代行」)を指す場合。例えば、第四節・「11」項の大隅「守護所刑部丞大江」や、「22」項・紀伊「守護所」高橋三郎入道などのケースで、これ多くの事例がある。有力な東国御家人が任せられる正員と異なり、一般に、「守護所」が守護代(又は「代行」)を指す場合、(A-1)の用例から言つても、在国した事例が多いように思われるが、正員が幕府要路にある者の場合、守護代が鎌倉(または京都)在住であつても、在地の側では実質的職務担当者との認識から、意識的に「守護所」と表現する場合も見られ、時として又代を「守護所」と呼んだこともあつた。以下、(B-2)の事例について、人名が判明するケースを取り上げるが、この用例は、鎌倉後期にはほとんど見られなくなる。

〔30〕建仁三年(一一〇三)薩摩「当国守護所」(長沢左衛門尉)(『鎌倉遺文』三卷一四二号、薩藩旧記二水引執印文書)

北条時政が長沢左衛門尉に、「鳴津庄内鹿児嶋郡司并弁洛使職」相論の問題を命じたものであり、充所長沢左衛門尉の左行下に「当国守護所」と傍書きされている。これは追記と思われ、長沢は在国守護代であろう。

〔31〕承久三年(一一二二)以前丹波「守護所御方」(大内惟信)(『鎌倉遺文』補遺二巻補六八四号、醍醐寺所蔵諸尊道場觀集紙背文書)本書は、「守護所」による清涼寺領押妨に對し、「判官殿」に善処を依頼したことを伝える年月日・充所を欠いた書状であるが、『鎌倉遺文』「判官殿」の傍注に、「丹波守護大内惟信」とある。これに対し田中稔は、「この紙背文書の性格から、その充所は大内惟義であり、「判官殿」はその子惟信とすることが最も妥当」とする(30)。従つて、正員は父惟義、「守護所御方」惟信はその「代行」と見るべきであるが(31)、「御方」との表現から、惟信は在国していた可能性がある。

〔32〕承久三年(一一二二)美濃「守護所源」(『鎌倉遺文』五卷二七八八号、長善寺文書)

承久の乱恩賞として、「守護所源」某が、「武藏守殿」=北条泰時の命に従い、奥上署判の「守護所」下文を発給して、相伝の郷下司職を安堵したのであるが、本書は写であり、二箇所の「守護所」表記はいずれも追記と推測される。正員は泰時で、「守護所」源はその在国守護代であるう。

〔33〕承久三年(一一二二)紀伊「守護所」(三浦又太郎)(『鎌倉遺文』五卷一七九七号、高野山文書宝簡集二六)

六波羅は、三浦又太郎氏村（『吾妻鏡』貞応三年正月一日条）に対し、高野山領三ヶ所における「守護所使者乱入」を止め、兵糧米の免除を指示した。

同じ頃、「伝法院領紀伊国七箇庄」に対する「守護所」新儀の沙汰停止を命じた六波羅下知状を「駿河守平」＝三浦義村が施行しており、正員は義村で、その庶孫「守護所」又太郎氏村は「代行」と考えられる（32）。

〔34〕 貞応元年（一二二二） 大隅 「守護所刑部丞大江」

第四節・〔11〕項に同じ。

〔35〕 貞応元年（一二二二） 伊勢 「守護所本間左衛門尉」（『鎌倉遺文』

一八卷一三八二二号、兼仲卿記弘安七年十二月卷裏文書）

時房）并守護所本間左衛門尉下知案（貞応元年）とある。「守護所」本間左衛門尉とは、第四節・〔13〕項で取り上げた「守護」本間左衛門尉と同一人で、正員時房の被官・守護代本間忠家と考えられる。

〔36〕 嘉禄元年（一二二二五） 大隅 「守護所御代官右馬允藤原」（『鎌倉遺文』

五卷三四〇〇号（a）・三三九八号（b）、祐寢文書）

（b）は、「守護所御代官右馬允藤原」が、地頭職相論を裁許した八月日付「式部大夫殿（名越朝時）御下文」（a）を、同月二十五日付で施行したものであり、右馬允は朝時の被官で、発給日を考慮すると鎌倉在住であつたと考えられる。（b）は写であり、「守護所御代官」の表記は恐らく追記であると思われるが、字義どおり、（B1）守護所＝正員の代官の意味であろう（〔40〕項「前守護所代中務丞」の事例参照）。

〔37〕 寛喜元年（一二二二九） 大隅 「守護所中務丞藤原」（『鎌倉遺文』六

卷三八九三号（a）・三八九四号（b）、祐寢文書）

前項同様に、地頭職相論の裁許を伝える十一月十一日付「越後守殿（名越朝時）御教書」（a）を、「守護所中務丞藤原」は翌日付で施行しており（b）、中務丞は朝時の被官で、鎌倉在住の守護代と考えられる。（b）は写であるから、「守護所」の表記は恐らく追記であろう（33）。

〔38〕 寛喜元年（一二二二九） 信濃 「守護所代書状」（『鎌倉遺文』六卷

三九〇四号（a）・三九〇八号（b）、市河文書）

（a）は左衛門少尉兼致が、「守護所政所」（この場合は、（A1）管国統治機構の意味）において行つた、国御家人間の鷹狩に伴う山境相論の問注結果を、刑部藤内に報じた十一月二十八日付書状であり、（難叶私成敗）しと述べている。（b）は原田藤内左衛門に充てて、「守護所代書状」に基づいて下された判決を伝えた、十二月十三日付「するかのかうの殿」＝駿河守北条重時御教書である。これによつて、正員＝重時、守護代＝原田藤内左衛門

（刑部藤内）、「守護所代」（＝在國又代）左衛門少尉兼致という構成であったことが分かる。

〔39〕 寛喜二年（一二三二） 伊勢 「守護所左衛門尉忠家」（『民経記』

十月九日条、『大日本史料』第五編之六、九八五一九八六頁）

「守護所左衛門尉忠家」が、伊勢公卿勅使駅家・路次雜事役を担つたもので、佐藤は、忠家を得宗被官人安東氏に比定し、従つて正員は泰時としたが（前掲注（8）、伊勢項）、第四節・〔13〕項、及び本節・〔35〕項のとおり、正員＝北条時房の被官で、守護代本間左衛門尉忠家のことであつた。

〔40〕 貞永二年（一二三三） 大隅 「守護所代左近将監」（『鎌倉遺文』

七卷四五四号、台明寺文書）

管国内寺院間相論の関係書類を幕府に注申する旨を伝える二月日付「守護所代左近将監」の請文で、端裏書には、「つるかの左近殿書札并又代官右近将監書來」とある。関係書類の中に、「前守護所代中務丞」とは、「〔37〕項で、鎌倉在住で幕府官制上の守護代と想定した中務丞藤原と同一人物であろうから（この場合の「守護所代」の用例は〔36〕項に同じ）、「又代官」右近将監はその在國又代であつたことが分かる。一方、本書の署判に見る「守護所代」は、在地の台明寺側の追記かとも推測され、中務丞の又代官右近将監同様、在國又代であつたと思われる。そして、「左近将監」＝「つるかの左近殿」の請文が台明寺にもたらされた日付から判断しても、その在國が裏付けられ、この場合の「守護所代」とは在地側の認識を伝えるもので、本書には表記の混乱が見られる。

〔41〕 天福二年（一二三四） 大隅 「守護所」（肥後左衛門尉）（『鎌倉

遺文』七卷四六八〇号（a）・四六九一号（b）、調所氏家譜）

主神司藤原恒用が、承久合戦に当たり「□（官又ハ軍カ）兵催促状加判之咎」によつて、調所書生職と税所職とを没収され、以後当該在庁職は守護の進止下に置かれたものと考えられる。七月二日付（a）の袖「在御判」は、守護名越朝時の袖判と推測され、充所の「肥後左衛門尉」に当該在庁職の安堵を命じたものである。肥後左衛門尉は、九月付留守所施行状案（b）に「守護所」と表記されており、守護代で、當時在國の可能性も考えられる。

〔42〕 仁治元年（一二四〇） 大隅 「守護所」（左衛門尉）（『鎌倉遺文』

八卷五六二五号、台明寺文書）

台明寺寺内に乱入したとされる左衛門尉は、「守護代」・「守護御代官」とも、「守護所」とも表記されている。正員は「遠江守殿」＝名越朝時であり、左衛門尉はその在國守護代ということになるが、これは在地側の認識で、次

項から、幕府官制上の又代であつたことが知られる。

〔43〕仁治一年（一二四一）大隅「守護所」（肥後入道）『鎌倉遺文』

八卷五九五六号（a）・五九六一号（b）、称寢文書

十一月十二日付「守護所沙弥」施行状（b）は写であり、「守護所」部分は追記と考えられる。そもそも（b）は、称寢院内の名主百姓等に郡司の催促に従うよう指示した行政命令であるが、それは同月一日付の「肥後入道」充名越朝時御教書（a）を受けて発せられたものであるから、「守護所」沙弥とは肥後入道のことであり、両書の発給日を考慮すると鎌倉在住で（或いは在京の可能性もないわけではない）、幕府官制上の守護代であったことが分かる。

〔41〕項・天福二年（一二三四）当時の「守護所」肥後左衛門尉との関係が想定されるが、同一人かどうか判断できない。また、仁治二年九月十一日付「沙弥」書下（五九二七号、台明寺文書）の署判者は、端裏書から肥後入道であつたことがわかるが、前項に引き続き、「守護代左衛門尉定重」の寺内入部停止を命じたものである。これによつて、前項「左衛門尉」の実名が定重であつたこと、彼は幕府官制上は在国又代と理解すべきこと等が分かることなお、肥後入道は、定重「数輩之使」を指して「守護所使」と明記しており、この場合の「守護所」とは、（A-1）管國統治機構の意味で用いられていた。

〔44〕仁治四年（一二四三）讚岐「守護所長雄二郎左衛門」（『南海流

浪記』『群書類從』紀行部三三〇、第一八輯）

高野山「本寺宿老」道範阿闍梨は、伝法院との争いの結果讚岐に流され、仁治四年二月、国府（坂出市府中町）を発つて、「守護所長雄二郎左衛門」の下に赴き、鵜足津の御家人に預けられることになった。讚岐守護所の所在地は、鵜足津（香川県宇多津町）もしくはその近傍にあつたと推測されており（34）、長雄二郎左衛門とは、新六定景の子息長尾次郎左衛門尉胤景に比定できる（『吾妻鏡』建暦三年五月三日条、宝治元年六月二十一日条）。長尾定景一類が三浦義澄の恩顧を受け、以来義村・泰村等と被官関係にあつて（佐藤、前掲注（8）二〇三頁註）、これより三年後に「守護人三浦能登前司光村（泰村の弟）」の名が知られるから（『吾妻鏡』寛元四年三月十八日条）、この場合の「守護所」長尾胤景とは在国守護代と考えられる。

〔45〕寛元元年（一二四三）大隅「守護所右衛門尉藤原」（『鎌倉遺文』

九卷六二三〇号（a）・六二三三二号（b）、称寢文書）

「守護所右衛門尉藤原」施行状（b）は、勝訴した訴人の「帰国」を許可した藤内右衛門尉充「遠江入道殿（名越朝時）去八月廿九日御教書」（a）を九月二日付で施行したものであるが、両書の発給日を考慮すると、藤内右衛門尉（右衛門尉藤原）は、幕府官制上の守護代で、鎌倉在住者であった。〔43〕項

のケース同様、「守護所」部分は追記と思われるが、正員が名越朝時のような幕府の重鎮の場合、文書の受領者（又は在地の伝来者）の側で、鎌倉在住の実質的な管國守護職務担当者を意識した書き入れではなかつたろうか。

〔46〕寛元二年（一二四五）土佐「守護所」（壬生光宗）（『鎌倉遺文』九卷六三五八号、古文叢一）

本書は修理田を寄進した「守護所」の下文であるが、署判「御代官王光宗」とあって、「王」部右行に「壬生」と傍書してある。本書は写であり、「守護所」「御代官」ともに追記であろう。佐藤は守護について、「宝治元年の争乱で三浦氏が族滅するまで、同氏が知行したと見てよいのではないか」とするが（前掲注（8）土佐項）、代官光宗の「光」字が、三浦光村の偏諱を賜つたものとすれば、正員は光村の可能性が推測され（光村は当時、讚岐守護であつた）。〔44〕項参照）、光宗はその在国守護代である。また、同年の吾橋山長徳寺関係文書に、「守護所兼地頭代平」の署判のある修理田寄進状がある（『鎌倉遺文』九卷六四一一号）。「守護所」平は守護代と思われるが、光宗との関係は不明である（35）。

〔47〕建長元年（一二四九）頃伊賀「守護所殿」（『鎌倉遺文』九卷六一六七号、東大寺文書四ノ五）

年未詳国御家の書状に、「京都大番役事、以_レ閑東御教書、自_レ守護所殿_レ被_レ加_レ催促」と見える。伊賀国御家人は、建長元年七月一日より大番勤仕を命ぜられ、千葉亀若丸（頼胤）の下で、「守護代清忠」が在国して催促に当たつていたから（同、一〇卷七〇八五号、東京大学文学部所蔵東大寺文書）（36）、当該書状に言う「守護所殿」とは在国守護代であつたことが分かる。なお同じ頃、出舉物をめぐる雑務提訴に当たつて、「守護所殿」への斡旋を依頼する史料があり（『千葉県の歴史』資料編中世2、「中山法華経寺文書I『双紙要文』紙背文書』二号）、この場合も同様の用例である。

〔48〕嘉元二年（一二〇四）若狭「守護所殿」（『鎌倉遺文』二八卷二一八一三号（a）・二九卷二一九七五号（b）、秦文書）

当時の正員は、幕府四番引付頭（『鎌倉年代記』十二月に侍所頭人となる）北条宗方であり、（a）に「御代官藤三郎殿」とある。彼は、（b）には「左衛門尉」「飯田殿」と記され、『若狭国守護職次第』に言う、乾元元年（一三〇二）より守護代を務めた工藤左衛門尉頼房であろう。また（a）からは、「御代官」の他に「守護所殿」の存在が知られるが、それは（b）の名充人「团七郎左衛門尉」のことである。『若狭国守護職次第』に言う又代の七郎左衛門貞房のことと考えられる。貞房は、在国して網地相論の実見を行なうなど実務の遂行に当たつた。

〔49〕嘉暦元年（一二二六） 大隅 「守護所殿」（『鎌倉遺文』三八卷二

九五八年三号、薩藩旧記前編卷一五宮内社司沢氏）

本書は「沙弥」書下で、引返しの裏に、「中津河上津守神田事 守護所殿免状（覚進）嘉暦元」とある。下地の遵行を指示したもので、「守護所殿」沙弥覚進は在国守護代（或いは又代）と考えられる。

注

（1）その他、例えば『建治三年記』（増補続史料大成）にも、「筑後国守護職事、武州（北条宗政）御拝領」などとある（七月四日条）。

（2）永原慶二『日本中世の社会と国家』（日本放送出版協会、一九八二年、三七頁）参照。譲状に「守護職」の表記が見られるものとして、次の事例が知られる。

a 寛喜二年（一二三〇） 小山朝政→長村 「播磨国／守護奉行職」

『鎌倉遺文』六卷三九六〇号、小山文書

b 同年 長沼宗政→時宗 「淡路国守護職」（同、四〇一一号、皆川文

c・1 文永二年（一二六五） 島津忠時→久時 「さつまのくにのすこ
のしき」（同、二三卷九二九六号、島津家文書）

（同、三四卷一六五九二号、同文書。袖に、執權・連署安堵の外題を付す）

d 正慶二年（一二三三） 大友貞宗→千代松丸（氏泰） 「豊後国守護職」

（同、四一卷三二〇五六号、大友文書）

（3）海老澤衷『島津莊内薩摩方地頭守護職』に関する一考察』（『史觀』

九八、一九七七年、六五頁）参照。

（4）九条頼經は当時四歳の幼年で、その将軍宣下は嘉禄二年（一二二六）正月二十七日のことであり（『吾妻鏡』承久元年七月十九日条、嘉禄二年二月十三日条）、いずれも「陸奥守平」＝北条義時の署判になる下知状形式によつたものである。

（5）本文前掲『中世法制史料集』第一卷鎌倉幕府法、第二部追加法三〇条（以下、追加法とのみ略記し、その条数を示す）、寛喜三年五月十三日関東御教書案に、「諸国守護人・地頭、或正員或代官」云々とある。

（6）中野幡能『八幡信仰史の研究』増補版下（吉川弘文館、一九七五年）、八二五頁所引正応二年十一月一日関東御教書写。

（7）村井章介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」（『史学雑誌』八七・四、一九七八年、一六頁）に拠る。

（8）佐藤進一は、「父子またはそれに近い血縁関係にある」としている（『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』豊前項、東京大学出版会、一九七一年。初版一九四八年）。

（9）以上については、拙稿「鎌倉幕府『異國降伏』祈禱と一宮・守護制度との関係を中心にして」（『一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』下・総合研究編、岩田書院、二〇〇四年、二八五二二八六頁註三七）で指摘した。

（10）網野「関東公方御教書」について（『悪党と海賊』、法政大学出版局、一九九五年、六二一六三頁・七五一七六頁註一三。初出一九七二年）。村井、前掲注（7）、二〇頁註一一。「守護代行」概念については、拙稿、前掲注（9）、二八〇頁註一四で指摘した。

（11）貞応二年（一二二三）の淡路国大田文に、「前守護所中務入道殿」と見える『鎌倉遺文』五卷三〇八八号、皆川文書）。

（12）相田二郎『蒙古襲来の研究』（吉川弘文館、一九五八年、一〇六頁）。

（13）以上の点については、拙稿、前掲注（9）、で指摘した（二八一一一八二頁註二〇）。

（14）注（5）参照。翌年に制定された『御成敗式目』では、「代官」を郡郷に分補することが禁止され、守護代は国に一人と定められた（第三条）。

（15）貞永二年（一二三三）・大隅 「又代官右近將監」（『鎌倉遺文』七卷四四五四号、台明寺文書）、弘長二年（一二六二）・越中「守護又代官孫太郎」（同、一二卷八七七五号、尊経閣所蔵仁和寺心蓮院文書）などと見える。

（16）佐藤、前掲注（8）、大隅項「参考」は、「須土」とするが、典拠となつた『大日本史料』第五編之一、六〇二頁には「須直」とある。

（17）佐藤、前掲注（8）、伊勢項、及び、平泉隆房「北条時房と伊勢国守護職」（『日本歴史』四二〇、一九八三年、三一頁）に拠る。

（18）平泉の見解に従うと、「守護本間左衛門尉」が元忠であつた可能性も想定されるが、嘉禄三年（一二二七）、守護人に対する幕府の「西国守護党」追捕命令（『吾妻鏡』同年四月二十三日条）を受けて、伊勢の在地で追捕に当たつたのは本間左衛門尉元忠であり（同、七月十二日条）、元忠は在国又代であつたと考えられる。

(19) 『萩藩閥閱錄』六五・三井善兵衛、永正七年三月 三井家由緒記写に、「三井官内左衛門尉資平為守護代、長州豊西郡富任別府（下関市）居住」とある（佐藤、前掲注（8）、長門項に拠る）。

(20) 文永十一年の宮河乘蓮息女申状にも、「守護高橋右衛門尉」とある（『若狭国太良莊史料集成』第一卷、一五四号（二）、東寺百合文書は）。

(21) 同年五月、正員「信乃判官入道行一」（二階堂行忠）は、「長門國警固」に当たつて、幕府に「御家人不足」を言上していた（追加法 四六六条）。

(22) 遵行手続きは次のように施行された。a 「相模守」（北条時宗）充十月二十日付関東御教書案（署判「左京権大夫」＝連署政村）（追加法 四九条）→b 「渋谷十郎」充十一月三日付得宗家公文所施行状案→c 「包枝進士太郎入道」充文永十年二月二十日付「平經重」施行状案→d 「郡郷庄保政所」充三月十七日付「沙弥光念」遵行状案（『若狭国太良莊史料集成』第一巻、一二一号）。これによつて、正員＝得宗時宗、守護代＝渋谷十郎平經重、又代＝包枝進士太郎入道沙弥光念であり、本文「渋谷殿御代官政所殿」というのは、この沙弥光念であつたことが分かる。

(23) 宝治二年（一二四八）、六波羅北方長時（南方欠員）が、御嵯峨院呪詛張本の請取に派遣した「使者」の中に、佐治左衛門尉重家（〔16〕項参照）と並んで高橋左衛門尉時光がおり（『葉黃記』七月一日条。『大日本史料』第五編之二六、一五六頁）、建治元年（一二七五）五月の六条八幡宮造當に当たつて、関東御教書を「六波羅殿」（北方義宗、南方欠員）に取り次いだのは高橋左衛門六郎であつた（田中穰氏旧藏典籍古文書）永和元年八月六日法印栄賢注進状。『東京都古代中世古文書金石文集成』第一巻古文書編一、一四二号・附載）。

(24) 以上の点は、拙稿注（9）、一八六頁註三七・〈肥後〉項で触れた。

(25) 『若狭国守護職次第』にいう「貞時朝臣御分国（中略）、自延慶二年、御代官工藤二郎右衛門尉貞祐」と同一人である。

(26) 拙稿「鎌倉時代の小串氏について」（『日本歴史』六二五、二〇〇〇年、八六頁）。なお佐藤、前掲注（8）は、貞秀を播磨守護代としたが（播磨項、註七）、摂津の誤りであることについては高橋が指摘したとおりである（本文〔16〕項所引論文、八七頁）。

(27) 『鎌倉遺文』三七巻一八五六一号、木村文書。大仏貞直は、元応二年

（一三二〇）五月、四番引付頭に任せられて以降、幕末まで頭人の地位にあり（佐藤進一「鎌倉幕府職員表復原の試み」『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、一九九三年、附録）、元徳三年（元弘元年＝一三三一）正月には二番頭人に就任した（『鎌倉年代記』）。

(28) 紙数の都合上論証は省略するが、「天役」とは、臨時に賦課される課役で、この場合は、有徳人に対する富裕税ともいべきものであつたが、本来は一国平均役など臨時の公役に由来する公事を意味した。

(29) 正治二年（一二〇〇）の豊前関係の史料に、「宰府守護所」とあるのを初見とする（『鎌倉遺文』二巻一、一七六号、永弘文書）。

(30) 田中「大内惟義について」（安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年、一八頁）のち『鎌倉幕府御家人制度の研究』、吉川弘文館、一九九一年、に所収、二〇〇頁）。

(31) 田中は、惟義の没年について、建保七年（一二一九）正月二十七日の「実朝の死後から承久二年」にかけての頃とする（同右、一〇頁）。『鎌倉幕府御家人制度の研究』、一九一頁）。なお惟信は、承久の乱に際し後鳥羽方となり、失脚した。

(32) 『三浦系図』に拠ると、氏村は、泰村の庶兄小太郎朝村の子であつた（『続群書類從』系図部一三八、第六輯上）。なお義村は、當時河内の「正守護」を兼ねていたが、守護代の上位にあつて「代行」を務めていたのは、嫡男の駿河次郎泰村であつた（佐藤、前掲注（8）、河内項参考）。

(33) 『鎌倉遺文』の編者は、（a）の署判者「散位藤原朝臣」に注を付し、（次号文書（＝b））ノ花押二同ジとする。しかしながら、（b）には、（a）＝「越後守殿御教書（阿原口馬大夫奉書）如レ此」と見え、両者は別人でなければならない。「散位藤原朝臣」＝「阿原口馬大夫」は、名越朝時家の執事であろう。

(34) 田中稔「讃岐国の地頭御家人について」（『鎌倉幕府御家人制度の研究』、吉川弘文館、一九九一年、二九八頁）。初出・宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』古代中世編、吉川弘文館、一九六七年）。小川信「淡路・讃岐両国の守護所と守護・守護代・国人」（『国立歴史民俗博物館研究報告』八、一九八五年、一二八頁）。のち「淡路の府中・守護所と港津」（『讃岐の港湾都市と両守護代の海運掌握』に分割し、『中世都市「府中」の展開』、思文閣出版、二〇〇一年、に所収、四四〇頁）。

(35) 建長元年（一二四九）にも「守護所平」署判の田畠奉免状があるが（『鎌倉遺文』補遺三巻補一四六〇号）、本書は写であり、「守護所」部分は追記と推測される。なお、本文〔46〕項「守護所下」文であるが、栗林文夫は、「このような書出しで始まる守護所下文はかなり特異な様式で、（中略）九州地方以外では他に土佐国において見出されるぐらいである」

として 本書を引用している（『鎌倉初期の筑後国守護について—『上妻文書』寛喜二年守護所下文案の再検討—』）（『日本歴史』五五五、一九九四年、七五頁・七七一七八頁註一六）。【46】項下文は写で、「守護所」部分を追記と推測した私見では栗林の言う「特異」性は解消するが、氏が指摘した筑後守護大友能直の「二例」（共に上妻文書で、案文）についても、武藤氏の大宰府守護所下文（注（29）参照）に倣つた追記の可能性があるのではないだろうか。

（36）拙稿「鎌倉幕府京都大番役覚書」下（『都立工業高等専門学校研究報告』四一、二〇〇六年、一〇三頁）で指摘した。なお建長六年にも頼胤（カ）が、大番勤仕のために上洛しており、【47】項は建長六年頃の可能性もある。

（都立産業技術高専 一般教育）